

大田市告示第 1 2 9 号

大田市認定こども園施設整備補助金交付要綱（令和 2 年大田市告示第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 2 2 日

大田市長 楫 野 弘 和

別表第 2 を次のように改める。
別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

	対象経費	基準額
補助金の 交付対象 となる経 費	(1) 本体工事費 施設の整備に必要な工事 費又は工事請負費、工事事 務費(工事施工のため直接必 要な事務に要する費用であ って、旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本費及び 設計監督料等をいい、その 額は、工事費又は工事請負 費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。)、実施設計 に要する費用、開設準備に 必要な費用、新たに土地を 賃借して整備する場合に必 要な賃借料(敷金を除き礼金 を含む。)。ただし、別の補 助金等又はこの種目とは別 の種目において別途交付対 象とする費用を除き、工事 費又は工事請負費には、こ れと同等と認められる委託	次の(1)と(2)のいずれか少 ない額と、その額に 2 分の 1 を乗じて得た額を合算し た額とする。ただし、過疎 地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法(令和 3 年 法律第 19 号)第 8 条第 1 項 に規定する過疎地域持続的 発展市町村計画に基づく事 業及び附則第 5 条に基づく 事業として行う場合には、 (3)と(4)のいずれか少ない 額と、その額に 11 分の 5 を 乗じて得た額を合算した額 とする。 (1) 保育所等整備交付金交 付要綱の別表 2—2 により 算出した交付基礎額の合 算額。 (2) 対象経費の欄で定める 対象経費の実支出額と、

	<p>費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(改築、増改築、大規模修繕等の場合が対象。ただし、大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象)</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額の合算額。</p> <p>(3) 保育所等整備交付金交付要綱の別表2—4により算出した交付基礎額の合算額。</p> <p>(4) 対象経費の欄で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に10分の5.5を乗じて得た額の合算額。</p>
--	---	---

附則

この告示は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。